

## 金銭消費貸借契約書

貸主 株式会社\_\_\_\_\_（以下、「甲」という）と、借主 \_\_\_\_\_（以下、「乙」という）は、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

### 第1条（貸借）

甲は乙に対し、\_\_\_\_\_資金として本日金\_\_\_\_\_円を貸し渡し、乙は確かにこれを借り受け受領した。

### 第2条（利息）

利息は、元金に対し年\_\_\_\_パーセントとする（ただし、今後、金利の変動により利息の割合が増減すること可能性があるものとする）。

### 第3条（弁済期及び支払い方法）

乙は甲に対し、第1条の借入金及び前条の利息について、次のとおり返済する

- (1) 返済期間は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日を第1回として、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに全額を返済する。
- (2) 返済の期日は毎月\_\_\_\_日とする。
- (3) 乙の甲に対する各回の返済額は、別紙のとおりとする。
- (4) 乙が、甲に対する各回の返済にあつては、毎月の乙の給与からの差し引く方法によって行うものとし、乙はこれに同意する。
- (5) 乙が、甲に対して返済をするにあつては、元本の繰り上げ返済を妨げない。

### 第4条（遅延損害金）

期限後又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで、乙は甲に対し、残元金に対する年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

### 第5条（期限の利益喪失）

乙は、次の場合には甲から通知催告がなくても当然に期限の利益を失い直ちに元利息を弁済する。

- (1) 乙が甲を退職するとき
- (2) 他の債務につき、差押、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき
- (3) 競売、破産、民事再生の申立があつたとき
- (4) 乙が甲に通知なくして住所を移転したとき

第6条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

3 前項に基づき本契約が解除された場合には、解除された者は、当該解除により生じたいかなる損害賠償も請求しない。

第7条（合意管轄）

本件に関し万一紛争が生じたときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

上記の金銭消費貸借契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各自が記名押印のうえ、各1通これを所持する。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_県\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_丁目\_\_\_\_番\_\_\_\_号  
甲 株式会社 \_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_県\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_丁目\_\_\_\_番\_\_\_\_号  
乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
(署名) \_\_\_\_\_ (印)